

宮城 共済のあゆみ

宮城県市町村職員共済組合 <http://www.kyosai-miyagi.or.jp>

令和7年4月

265



表紙写真ご紹介

色麻町「シャクヤクまつり」

日時 令和7年5月中旬

会場 愛宕山公園

お問い合わせ先 愛宕山公園管理事務所または
町HP(<https://www.town.shikama.miyagi.jp>)

電話 0229-65-4390

色麻町の初夏の風物詩といえば、愛宕山公園のシャクヤク。広大な敷地に赤やピンク、白の大輪の花約1万株があでやかに開花します。

園内では、シャクヤクの鉢植えや切り花が数量限定で販売されるほか、色麻町の特産品であるエゴマの加工品なども購入できます。キッチンカーや野外ライブなどのイベントも賑わいを見せております。

色麻町のシャクヤクをぜひ見にいらしてください。



活平(かっぺい)くん

CONTENTS

令和7年度事業計画及び予算

P 2

「育児休業支援手当金」及び

「育児時短勤務手当金」の創設について

P 5

マイナ保険証をご利用ください

P 5

被扶養者の認定・取消手続きをお忘れなく

P 6

健康経営優良法人2025に認定されました

P 8

ご存じですか？新生活支援事業

P 8

こころケア♡とも

P 9

令和7年度 セミナーのお知らせ

P 10

普通貸付・結婚貸付・住宅貸付をご案内します

P 12

新年度！新生活！共済物資でお得に暮らそう！

P 13

共済組合員限定！共済貯金に加入しませんか？

P 16

ご家族の皆さんと一緒にご覧ください



事業計画及び予算

令和7年3月6日開催の第189回組合会において令和7年度事業計画及び予算が議決されましたのでその概要をお知らせします。

議決・承認事項

- 組合運営規則の一部変更に係る専決処分の承認について
- 組合定款の一部変更について
 - ◎介護保険財源率の変更
 - ◎全国健康保険協会が決定する災害福祉保険料率の変更に伴う船員一般組合員の財源率の変更
 - ◎育児・介護休業手当金の公的負担率の変更に伴う長期組合員の財源率の変更
 - ◎短期経理から業務経理に繰り入れる事務費の限度額の変更
 - ◎福祉事業に要する費用としての財源率を引き下げる期間を令和8年3月分まで延長
- 組合員貯金規程の一部改正について
- 令和7年度事業計画及び予算について

総括事項（令和7年度末推計）

●所属所数				
市	町	村	一部事務組合等	計
13	20	1	17	51
●組合員数				
組合員数……………25,184人				
任意継続組合員数……………439人				
被扶養者数……………14,712人				
●1人当たり平均標準報酬月額（一般組合員）				
長期……………367,615円				
短期……………382,553円				



令和7年度掛金（保険料）率

（単位：千分率）

組合員区分	短期給付	介護保険 ※1	厚生年金保険 ※2	退職等年金	福祉（保健）
一般・特定消防組合員 市町村長組合員	48.4	7.94	91.5	7.5	1.6
短期組合員			—	—	
船員組合員	46.82	7.94	91.5	7.5	1.6
船員短期組合員			—	—	
長期・市町村長長期組合員 後期高齢者等短期組合員	2.52	—	—	—	—
任意継続組合員	96.8	15.88	—	—	—

※1 介護保険の掛金（保険料）は40歳以上65歳未満です。
※2 厚生年金保険の掛金（保険料）は70歳までです。

標準報酬月額38万円の場合の掛金(月額)

短期給付 18,392円(±0円)	介護保険 3,017円(−190円)	厚生年金保険 34,770円(±0円)	退職等年金 2,850円(±0円)	福祉(保健) 608円(±0円)
合計 59,637円(−190円) ※()は前年比				

短期経理

組合員と被扶養者のみなさまの医療費や出産・死亡等の各種給付金を支払う「**短期給付**」と「**介護保険料の収納**」を行う経理です。

令和7年度の財源率は令和6年度と同率の96.8%で運営し、約35,562千円の当期利益金が生じる見込みから、令和7年度末の短期積立金残高は1,984,067千円と推計しています。

なお、財源率96.8%のうち、約36.31%は高齢者医療制度への支援金(特定保険料)となっていますが、前年度比で約1.25%増額となります。

介護保険については、令和6年度の16.88%から1.00%引き下げた15.88%で運営し、令和7年度は約37,578千円の当期損失金が生じる見込みから、令和7年度末の介護積立金は64,321千円と推計しています。

◆短期経理の収支見込み

収入 15,847,281 千円

掛金・負担金 14,010,266	その他 1,837,015
----------------------	------------------

支出 15,849,297 千円

保健給付 7,497,442	前期高齢者納付金 1,887,083	後期高齢者 支援金 2,842,941	介護納付金 1,342,604	その他 2,279,227
-------------------	-----------------------	---------------------------	--------------------	------------------

業務経理

短期給付や長期給付の事業を行うための人件費や事務費をまかなう経理です。

財源は地方公共団体の負担金と、短期経理からの繰入金、長期経理にかかる全国市町村職員共済組合連合会からの交付金等となっています。

令和7年度は約8,279千円の損失金が発生する見込みですが、積立金を取り崩して充当することとしています。

収入	378,690千円	支出	386,969千円
----	-----------	----	-----------

保健経理

組合員とその家族の疾病予防や健康保持増進・医療費適正化のための事業を行う経理です。

財源は、組合員掛金と地方公共団体負担金により賄っており、引き続き令和7年度まで掛金率を1.6%に引き下げ、積立金を活用しながら運営します。

新たな第3期データヘルス計画の策定により、健康経営の推進を重点事項とし、コラボヘルス宣言の活動により所属所と本組合が協働しながら組合員及び被扶養者の健康保持増進に向けた保健事業を実施します。

収入	433,383千円	支出	433,625千円
----	-----------	----	-----------

◆保健事業の種類と事業計画額

保健	人間ドック・脳検診等助成	261,220千円	生活支援	新生活支援図書等	6,800千円
保養	宿泊施設利用助成	33,703千円	セミナー等	ライフプランやメンタルヘルス等	2,180千円
保険者 インセンティブ	健康優良組合員表彰 (意識啓発)	4,500千円	特定健診・ 保健指導	40〜74歳の組合員・ 被扶養者対象	28,625千円
体育	球技大会助成等	3,950千円	普及・広報・ レセプト審査等	医療費通知・広報誌作成・ レセプト審査等	4,431千円

宿泊経理

組合員とご家族のリフレッシュ・健康増進を目的に保養所「パレス松洲」の経営を行う経理です。

インターネット予約サイトでの高評価に加え、天然温泉「松島温泉」の開湯により、宿泊・休憩での利用客の増加を見込んでいます。

収入

435,241千円

支出

434,795千円



貯金経理

みなさまからお預かりした資金を運用し、有利な利率で還元することを目的とした経理です。

金融情勢等に細心の注意を払いながら、本年度から利率を1.0%から1.2%へ改定します。年度末の利用者数を9,606人、貯金総額を約560億円と見込んでいます。

収入

907,127千円

支出

696,299千円

貸付経理

住宅建築やご家族等の入学、結婚などで必要となる資金の貸付けを行っている経理です。

令和7年度末における貸付残高の見込みは、前年比で39,000千円減の1,629,306千円と推計しています。

収入

19,324千円

支出

19,282千円

物資経理

自動車などの生活必需品を指定店から購入する際、共済組合が一時立替払いする経理です。

令和7年度末における立替残高の見込みは、前年比で101,250千円増の734,088千円と推計しています。

収入

14,529千円

支出

14,518千円

「育児休業支援手当金」及び「育児時短勤務手当金」の創設について

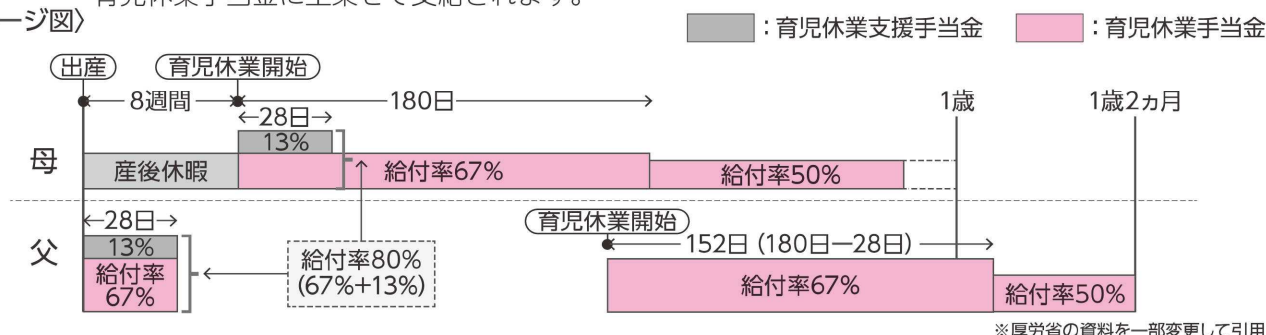
子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)の公布により地方公務員等共済組合法の一部が改正され、令和7年4月1日から、「育児休業支援手当金」及び「育児時短勤務手当金」が新しく創設されます。

1 育児休業支援手当金(育児休業手当金の上乗せ)

対象者 令和7年4月1日以降に育児休業を開始した組合員

支給要件 対象期間内(父親の場合は子の出生後8週間以内、母親の場合は産後休業後8週間以内)に、両親ともに通算14日以上育児休業を取得した場合、28日分を上限に標準報酬日額の13%に相当する額が育児休業手当金に上乗せで支給されます。

〈イメージ図〉



2 育児時短勤務手当金(新設)

対象者 令和7年4月1日以降に育児時短勤務を開始した組合員

支給要件 2歳に満たない子を養育するために育児時短勤務をした組合員に支給対象月に支払われた減収後の報酬の原則10%を乗じた額が支給されます。

報酬と給付額の合計が時短勤務前の報酬を超えないように給付率は調整されます。

※なお、制度改正の詳細につきましては、わかり次第所属所共済組合事務担当課を通じてお知らせします。

育児休業手当金の受給期間延長手続きが変わります

令和7年4月から1歳(1歳6ヵ月)を超える育児休業手当金の延長をする場合、これまでは「育児休業手当金請求書(1歳超)」と「市区町村より発行された保育所等における保育が当面行われないことが明らかになる通知」の提出をお願いしていましたが、令和7年4月からは新たに「市区町村に提出した保育所等の利用申込書の写し」及び「育児休業手当金支給期間延長事由認定申告書」の提出も必要となります。

医療機関等の受診には、マイナ保険証をご利用ください!

新しく組合員になると届出により、本人及びその被扶養者認定された方に資格情報通知書(資格情報のお知らせ)が交付されます。また、マイナ保険証(健康保険証利用登録をしたマイナナンバーカード)をお持ちでない組合員等に資格確認書が交付されます。

- 共済組合において、オンライン資格確認等システムに組合員または被扶養者に係る資格情報のデータ登録が完了すると、マイナナンバーカードで医療機関等を受診できるようになります。データ登録が完了しているかは、スマホ等のマイナポータル(わたしの情報)上で、ご確認ください。**被保険者資格情報が登録されているか受診前に必ずご確認ください。**
- システムへのデータ登録には資格取得後、少々時間を要します。登録完了が確認取れ次第、資格情報通知書を交付いたします。

資格情報通知書

組合員自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう、氏名、組合員等記号・番号、資格取得年月日等を記載し、新規資格取得時に交付するものです。マイナ保険証で資格確認ができない場合は、マイナ保険証とマイナポータルの資格情報画面または資格情報通知書の提示が必要となります。

資格確認書

マイナ保険証をお持ちでない方でも保険医療機関で受診できるように、氏名、組合員等記号・番号等を記載して交付するものです。

被扶養者の認定・取消手続きをお忘れなく

新年度となり、被扶養者の認定・取消の手続きが多くなる時期となりました。

次のような事例などに該当となる方は、勤務先の共済事務担当課を経由し、お早めに被扶養者に関する認定・取消の手続きをお願いします。

① 新たに被扶養者の要件を満たすとき

新たに被扶養者の要件を備える者が生じた場合には、その事実が生じた日から **5日以内** に「**被扶養者認定申告書**」を届出するようにお願いします。「被扶養者認定申告書」の届出が遅れ、その事実が生じた日から30日を過ぎた場合、その申告書を **所属所長が受理した日** が被扶養者の認定日となります。

例

○会社等を退職し所得が減少したとき 等

② 被扶養者が認定取消となるとき

被扶養者が就職等により社会保険に加入する場合や被扶養者の収入基準年額130万円(60歳以上の方と障害年金を受け取る方は年額180万円)を超える場合などには、速やかに「**被扶養者取消申告書**」の届出をお願いします。共済組合の被扶養者資格は自動喪失とはなりませんので、**必ず共済組合の被扶養者の認定取消の手続きが必要となります**。

また、取消手続きが行われない場合には、資格情報が重複することにより、医療機関を受診した際に正しい資格確認が行えなくなることがありますので注意してください。

例

○被扶養者が就職したとき
○別居後に仕送りしないとき
○個人事業を開始したとき
○収入が増加したとき 等

令和7年4月分から年金の増額改定がありますので、年金支払者から6月頃に送付される通知で支給額と他の収入の合計が基準内であるかご確認ください。

被扶養者認定基準及び取扱いを一部変更しました！

○別居する被扶養者への仕送り要件を変更しました！※学生・業務上別居者は除きます。

これまで被扶養者自身の収入と仕送りの合計が認定基準月額以上となる場合は、被扶養者認定できませんでしたが、令和7年4月1日から被扶養者への仕送り要件が変わります。

令和7年3月31日まで	令和7年4月1日以降
仕送りを被扶養者の収入に含める	仕送りは被扶養者の収入に含めない
全員…毎月5万円以上	① 収入月額※が10万円未満…5万円以上 ② 収入月額※が10万円以上…収入月額※の1/2以上 ※収入月額は、被扶養者の月額あたりの収入(仕送りを除く)です。

なお、これまでの認定基準で要件を満たす方は、変更後も認定要件を満たします。

また、今回の変更によって認定要件を満たす場合は、勤務先の共済事務担当課経由で被扶養者認定申告書類をご提出ください。(令和7年5月1日以降に勤務先の共済事務ご担当課へ「被扶養者認定申告書」届出された場合は、申告書の受理日が認定日となります。)

その他にも基準を一部変更しておりますので、詳細は本組合ホームページ(次項URL記載)の「共済組合からのお知らせ」(令和7年3月3日付け保険課通知)をご確認ください。

～被扶養者認定取消の事例～

【事例1】 60歳未満の配偶者の給与収入について、1月から3月の平均額が認定基準月額(108,334円未満)を超えていた。

支給月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
支給額(※)	103,000円	124,000円	109,000円	90,500円	110,000円	100,500円

(※)支給総額から通勤手当を引いた金額。

(※)賞与は対象月数で按分した金額を各月に加算。

取消

取消事由 所得の増加

給与収入は月額で判断します。年間収入が130万円未満であっても、連続した3ヵ月の収入を平均して認定基準月額(108,334円未満)を超えているときは4ヵ月目の1日で認定取消となります。

取消日 4月1日

【事例2】 65歳になった母が老齢基礎年金の受給を開始し、給与収入と合わせると認定基準月額(150,000円未満)を超えていた。

支給月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
給与支給額	80,000円	85,000円	80,000円	90,500円	85,000円	90,500円
年金支給額 (一月あたり)		130,282円 (65,141円)	(65,141円)	130,282円 (65,141円)	(65,141円)	130,282円 (65,141円)
合計	80,000円	150,141円	145,141円	155,641円	150,141円	155,641円

取消

取消事由 所得の増加

給与収入と年金収入があるときは合算した月額で判断します。ただし、年金額は支給額(2月分)ではなく一月あたりの金額にして計算します。

なお、年金収入の金額のみで認定基準を超えるときや雇用契約上の給与収入と年金収入月額の合計で認定基準を超えるときは、年金の初回送金日で認定取消となります。

取消日 9月1日

【事例3】 夫婦合算収入が認定基準を超えていた。

父母のどちらかだけが被扶養者に認定されている場合で、被扶養者の収入は認定基準内であっても、認定されていない父(あるいは母)の収入が増えたことにより、父母の収入を合算した額が認定基準を超えたときは認定取消となります。

【事例4】 事業収入から認定基準で認められている必要経費を控除した所得額が認定基準を超えていた。

被扶養者の認定における事業所得者の収入とは、総収入額から共済組合が必要と認める経費(税法上の経費とは異なります)を控除して得た額となります。

なお、新規で事業を始めたときは、業務委託契約書の写し等により開業後の収入を証明できる場合を除き、正確な事業収入が確認できませんので、原則事業開始日にて認定取消し、国民健康保険へ加入することとなります。(事業開始の翌年の確定申告により収入が基準内である場合は、個人事業開業の翌年の1月1日より認定申告することができます。)

本組合の被扶養者認定基準等を定めた「被扶養者認定基準及び取扱い」はホームページで確認することができます。詳しくは<https://www.kyosai-miyagi.or.jp/>をご確認ください。

3所属所が健康経営優良法人2025に認定されました

令和6年度から新設した「健康経営支援事業助成」については、所属所(市町村等)での「健康経営」への取り組みが実効的でかつ、内外から高い社会的評価を受けられるよう「健康経営優良法人」認定にかかる認定申請料(実額)を所属所へ助成しています。

事業初年度となる健康経営優良法人2025については、当事業を活用し以下の所属所が認定されました。おめでとうございます。

また、第3期データヘルス計画における令和8年度(健康経営優良法人2026)の目標は、認定所属所数を10としています。

組合員とその家族の健康保持、増進はもちろんのこと、実のある健康経営の実現に向け支援してまいりますので、各所属所においても健康への取り組みを推進していただきますよう、御理解御協力の程よろしくお願いいたします。

【大規模法人部門】

・亘理町役場

【中小規模法人部門】

・気仙沼・本吉地域広域行政事務組合 ・宮城県市町村職員共済組合



2025
健康経営優良法人
KENKO Investment for Health
中小規模法人部門

* 地方公共団体は従業員数301人以上が大規模法人部門、300人以下が中小規模法人部門となります。

健康経営優良法人認定事務局運営Webサイト

ACTION! 健康経営 認定企業一覧ページ https://kenko-keiei.jp/houjin_list/



ご存じですか?新生活支援事業

ご結婚おめでとうございます♡



おふたりがいつまでも幸せでいるには、豊かな健康が欠かせません。
おふたりが健康でいるための確かな情報をお持ちですか?

新生活支援事業では、結婚した組合員(任意継続組合員を含む)のみなさまが健康に暮らしていただけるよう、保養所パレス松洲の「ご宿泊招待券」とかわいいエコバッグをお贈りしています。

また、これまでは健康情報図書を併せてお贈りしていましたが、けがや病気、健康に不安が生じた際には即時かつ正確な判断が大切です。そのため図書の交付を廃止し、有益な健康情報の他、子どもや性差に応じた医療、加齢に関するものなどで構成されるWebサイトを組合ホームページから発信します。

事業内容はこちら

URL: <https://www.kyosai-miyagi.or.jp/fukushi/hoken.html>

「生活支援図書の交付」



◎問い合わせ先 福祉課保健係 TEL 022-263-6413

こころケア♡とも

ご自身のお悩みはもちろん 職場のお仲間やお友達のこともご相談いただけます
利用者名や相談内容等は守秘事項として厳正に管理され 職場に知られることはありません
ひとりで悩まないで 疲れてしまう前にどうぞお気軽にご利用ください



事業案内

※ ※ **カウンセラー** ※ ※公認心理師・臨床心理士・精神保健福祉士 **吉田 香里**(オフィスろごす代表)

	カウンセリング相談	コンサルティング相談
利用者	組合員本人、上司や部下、同僚など	所属所の人事管理部門の担当者や、上司、同僚、復職支援する担当課や担当者など
内容	メンタルヘルスやハラスメント等に関する個別相談	不調者の病気休業の相談や休業中の対応方法、職場復帰支援や配置換えなどに関する人事管理などの組織運営全般の相談

- 場 所** 共済組合会議室(対面式)
利用日 毎週月曜日
時 間 毎月第1、3月曜日は10時から17時まで
 その他の月曜日は13時から17時まで
 1回の相談につき1時間
料 金 無 料
ホームページ <https://www.kyosai-miyagi.or.jp/>

令和7年4月から、**毎月第1、3月曜日**は、
午前には2時間追加し**10時から17時まで開設**します。

ご予約の手順

二次元コードから空き状況を確認
(共済組合ホームページ「お知らせ」ページ)

組合員証(保険証等)を
お手元にご用意



空き状況

お電話にてご予約
(福祉課 **022-263-6413**)

働く人のこころの健康に関する
さまざまな情報を提供しています

相談窓口案内 セルフチェック

eラーニング 事例紹介

Q&A 動画

ストレスチェック制度



こころの耳の相談窓口



電話相談



SNS相談



メール相談



※相談の受付には利用規約への同意が必要です。
あらかじめ利用規約をご確認ください。

こころの耳 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト

厚生労働省

あなたのこころとからだは
SOSを出していませんか?

あなたのつらさを軽くするためのヒントや
相談窓口があります



事業者の方へ

職場のメンタルヘルス対策に
役立つ情報もあります

こころの耳

検索

<https://kokoro.mhlw.go.jp>


令和7年度 セミナーのお知らせ

各セミナーの募集は、お勤め先の共済事務担当課を通じて案内します。

～健やかな未来のために～

「メンタルプラスセミナー」

開催日の約1ヵ月前に募集案内をお送りします。



	日時	講演テーマ	主な受講対象者
第1回	5月26日(月)	ひょっとして?!発達凸凹?!	どなたにもおすすめ
第2回	6月 2日(月)	若手・新入職員のセルフケア対策	若年向け(2年目～10年目)
第3回	6月30日(月)	困った人に出会った時に どう対応できるか ～保健師のためのセルフケア～	保健師・ケースワーカー等 向け
第4回	7月14日(月)	マネジメントとメンタルヘルス	主に中堅職員向け
第5回	3月 2日(月)	人事異動とメンタルヘルス	主に管理者向け

「フィジカルプラスセミナー」

開催日の約1ヵ月前に募集案内をお送りします。



	日時	講演テーマ	主な受講対象者
第1回	7月 2日(水)	ヨガ&ウォーキングレッスン ロコモプラス (ロコモティブシンドローム対策)	どなたにもおすすめ
第2回	9月29日(月)	ヨガ&ウォーキングレッスン リラックスプラス	

～豊かな人生のためのちょっとプラスなお話です～

「ライフプランセミナー」

開催日の約1ヵ月前に募集案内をお送りします。



50+ライフプランセミナー(退職準備型)

・生きがい ・マネープラン ・健康のキホン ・退職手当制度 ・共済制度

対 象：50歳以上の組合員

会 場：パレス松洲

日 に ち (2日間)	第1回	9月 1日(月)～ 9月 2日(火)
	第2回	9月 17日(水)～ 9月 18日(木)
	第3回	10月 20日(月)～10月 21日(火)

50+ライフプランセミナー(退職準備型)については共済組合でご宿泊予約をお受けしません。
ご宿泊を希望される場合は施設へ直接ご予約ください。



50+ミニ・ライフプランセミナー(地域訪問退職準備型)

・生きがい ・マネープラン ・退職手当制度 ・共済制度

対 象：50歳以上の組合員

日にち(1日間)

第1回 会場：大河原町 7月 16日(水)

第2回 会場：登米市 7月 17日(木)

第3回 会場：大崎市 8月 6日(水)



30+ライフプランセミナー(生涯充実型)

・マネープラン ・iDeCo NISA ・共済制度

対 象：30～40歳代の組合員

会 場：パレス松洲

日にち 7月 4日(金)



ファミリー+ライフプランセミナー(生活創造型)

・マネープラン ・健康のキホン ・生命保険のこと ・共済制度

対 象：結婚・出産で家族ができた組合員

会 場：パレス松洲

日にち 10月31日(金)



20+ライフプランセミナー(若年交流型)

・マネープラン ・iDeCo NISA ・メンタルヘルス ・ライフワークのこと
・生命保険のこと ・共済制度

対 象：29歳以下の組合員

会 場：パレス松洲

日にち 8月26日(火)～8月27日(水)の2日間

・ご宿泊予約を併せて承ることができます。

～みんなで育むみんなの子どもたち～

「子育て応援セミナー」

お母様お父様と、お子様との信頼関係を強め、お子様に伝わりやすい褒め方・叱り方について学びます。

開催日の約1ヵ月前に募集案内をお送りいたします。

対 象：組合員とその家族

会 場：パレス松洲

日にち 11月 7日(金)



◎問い合わせ先 福祉課保健係 TEL 022-263-6413

普通貸付・結婚貸付・住宅貸付をご案内します

安心♥便利

共済の貸付けは安心してご利用いただけるよう、
無理のない償還額で設定しております。
組合員のみなさまのご利用をお待ちしております。

年利率(変動)
1.26%

普通貸付 組合員様が臨時に資金を必要とする時に、幅広い目的にご利用いただけます。

- **申込事由** ・外構工事 ・住宅設備(エコキュート交換等) ※工事を伴う場合は住宅貸付になります。
・自動車修理(車検含む) ・免許取得 ・引越費用 ・ペット関連費用
・旅行費用 ・塾費用 ・入学・修学貸付対象外の学校費用 ・墓地墓石購入(修理含む) 等々
- **貸付金額** 1万円～200万円(1万円単位)
- **限度額** 200万円(給料月額×6ヵ月分に相当する額)
- **お申込み書類** ①貸付申込書 ②借入状況等申告書 ③団体信用生命保険加入申込書(任意)
④見積書や契約書等、費用が確認できる書類

結婚貸付 挙式、披露宴の費用など、お子様やお孫様の時にもご利用いただけます。

- **申込事由** ・挙式、披露宴費用 ・ブライダルリング ・レンタルドレス ・新居引越費用・入居費用 等々
- **貸付金額** 1万円～200万円(1万円単位)
- **限度額** 200万円(給料月額×6ヵ月分に相当する額)(申込事由ごと)
- **お申込み書類** ①貸付申込書 ②借入状況等申告書 ③団体信用生命保険加入申込書(任意)
④案内状 ⑤見積書や契約書等、費用が確認できる書類

【普通貸付・結婚貸付の限度額の計算例】

給料月額の6ヵ月に相当する金額	限度額
322,000円×6ヵ月=1,932,000円	193万円
351,000円×6ヵ月=2,106,000円	200万円

※給料月額は給与明細の給料額になります。

【普通貸付・結婚貸付の償還金額例】

貸付金額	毎月償還の場合 毎月の償還額	ボーナス併用償還の場合		
		毎月の償還額	ボーナス分償還額	
100万円	10,956円	6,532円	19,596円	19,596円
150万円	13,311円	8,872円	26,616円	26,616円
200万円	17,747円	11,830円	35,490円	35,490円

住宅貸付 ご自宅の修理等の費用にご利用いただけます。

- **申込事由** ・新築 ・増築 ・改築 ・修理 ・住宅購入 ・敷地購入(住宅建築のための)
※サンルーム、太陽光発電装置の設置等は住宅貸付でご利用できます。
- **貸付金額** 10万円～1,800万円(80万円未満は5万円単位、80万円以上は10万円単位)
- **限度額** 給料月額に組合員期間に応じた月数を乗じた金額で、限度額1,800万円
- **お申込み書類** 貸付事由ごとに添付書類がありますので、詳しくはホームページをご覧ください。

貸付申込み例 ■屋根、外壁等の修理費用の場合

貸付金額	毎月償還の場合		ボーナス併用償還の場合		
	償還回数	毎月の償還額	償還回数	毎月の償還額	ボーナス分償還額
200万円	300回	7,775円	180回	8,135円	24,405円
300万円	300回	11,663円	180回	12,202円	36,606円

- **お申込み書類** ①貸付申込書 ②借入状況等申告書 ③団体信用生命保険加入申込書(任意) ④工事内容書
⑤契約書のコピー ⑥見積書 ⑦平面図・立面図 ⑧住民票
- **貸付後にご提出いただく書類** ①借用証書、印鑑証明書 ②完了報告書、工事該当部分の工事前後の写真

- ◆貸付申込書、借入状況等申告書、工事内容書、団体信用生命保険加入申込書、完了報告書は共済事務担当課にあります。
- ◆他の金融機関等からの借入れがある場合、借入状況と返済額がわかる書類が必要になります。
- ◆その他、必要に応じて、関係書類をご提出いただく場合があります。

- **貸付金の送金日は、毎月15日と月末の2回です。** ※送金日が休日の場合は、前営業日に送金します。
※入学貸付は貸付申込書類を共済組合で受付後、7営業日以内に送金します。

- **返済方法は毎月償還とボーナス併用償還が選べます。**

- **他の金融機関等の返済額を含めた毎月の返済額および年間の返済額が、給料月額および年収額の30%を超える場合はお申込みができませんので、ご注意ください。**

- **任期の定めのある組合員様(短時間勤務職員等)については、任用期間内に償還を終了していただくこととなります。** そのため、貸付金限度額などについては、この限りではありませんのでご注意ください。

- **詳しくは共済組合ホームページをご覧ください。スマートフォンからは二次元コードよりご覧いただけます。**



◎問い合わせ先 福祉課福祉係 TEL 022-263-6413

新年度！新生活！

共済物資でお得に暮らそう！



組合員のみなさまなら！お得に自動車を購入できることをご存じでしょうか！
一般的なローンと比較して、断然オススメできるポイントはこちらです！

ポイント① 年利2.0%！

一般的なディーラーローン金利の相場は、年利4%～8%と言われています。
仮に、年利6%のローンと返済額の比較をしてみます。

	年利6%の ディーラーローン	共済物資事業
300万円の借入(7年返済)	約370万円	約320万円
200万円の借入(5年返済)	約230万円	約210万円
100万円の借入(3年返済)	約110万円	約103万円

約50万円も差が！

総額3万円の利息で
100万円利用できる!!

例で100万円単位の記載をしましたが、金額は5万円単位で設定できます。

ポイント② 毎月給与から自動で天引き！

償還(返済)は、毎月の給与から天引きされますので、面倒な振込手続き等が必要ありません！
毎月償還のほかに、ボーナス併用償還も選べます。

ポイント③ 繰上償還も手数料が無料！

一般的なローンでは、繰上償還に手数料がかかりますし、一部繰上償還ができない場合もあります。共済物資は、無料で自由な金額を繰上償還できます！

ポイント④ 利用方法はとっても簡単！

購入票の記入方法や
利用できる指定店一覧は
物資事業トップページへ！



物資事業
トップページへ！

共済担当課に↑「自動車購入票」を発行してもらい、商談を行った物資指定店に持っていきだけ！

自動車の登録年月日の翌月に、物資指定店から共済組合に請求書が届き、その月の末日に代金の立替払いを行います。立替払い月の翌月から給与天引きによる償還が始まります。

さらに！ 利息なしの事業も！

自転車やオートバイ、時計やカメラ、寝具等の購入に対し、**利息なし**で利用できる、「一般物資」事業も行っております。

一般物資の詳細については、共済組合物資のホームページからご覧ください。

◎問い合わせ先 福祉課福祉係 TEL 022-263-6413



いつでも新鮮、 松島の絶景。

利用助成金額と宿泊料金を改定いたします。

- ・ 2025年 **4月1日(火)**より

利用助成額が1名あたり**6,000円**になりました。

(組合員ご本人さまおよびご同居のご家族、1親等以内のご家族の場合。
3親等までのご親族は半額が助成されます)

- ・ 2025年 **7月1日(火)**より

宿泊料金が改正されます。

1泊2食おとな1名さま**7,300円**より

(平日、松洲膳プラン・利用助成適用後の料金。
詳細はウェブサイトをご覧ください)



宮城県市町村職員共済組合保養所

パレス松洲

〒981-0215 宮城県松島町高城字浜38

Tel. 022-354-2106 Fax. 022-354-4020

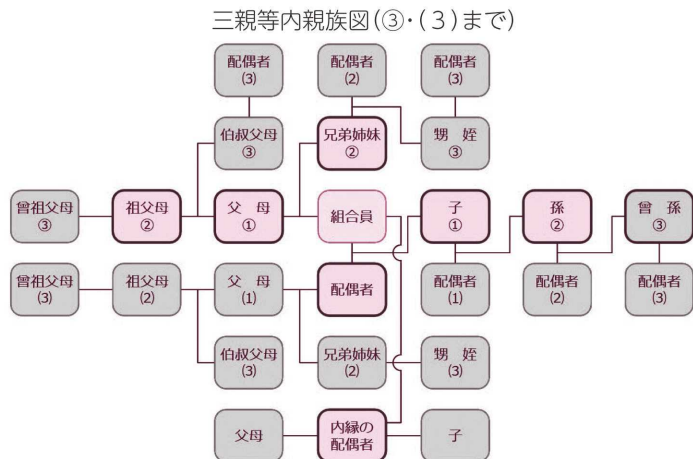
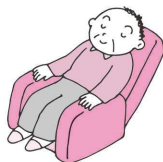
<https://www.palace-matsushima.jp>



『パレス松洲宿泊利用券』助成金額変更のお知らせ

ご好評をいただいております宿泊施設『パレス松洲』利用券の助成金額が令和7年度より組合員及び同居家族おひとり様5,000円から6,000円（三親等内親族利用券は、2,500円から3,000円）に増額いたします。是非、ご利用ください。

※ 三親等内親族利用券は、組合員の兄弟姉妹・祖父母・孫・おじ・おば・甥姪等（被扶養者、組合員と同居する家族を除く）が利用できます。



共済
組合員
限定！

共済貯金に加入しませんか？

令和7年度から共済貯金の **利率が変わります！**

年利 **1.0%** ➡ **年利 1.2%**

共済貯金
とは？

共済貯金は、組合員のみなさまからお預かりした資金を共済組合が一括して安全かつ効率的に運用し、その運用益を市中金利より有利な **年利1.2%** の利率で還元し、組合員のみなさまの資産形成・生活設計に役立てていただくことを目的とした事業です。

気軽に資産形成できる！

口座開設等の煩雑な手続きがなく、気軽に加入できます。

また、**定例積立**は毎月の給与から、**賞与積立**は6月、12月賞与から天引きされます。

急な出費にも対応

月3回払戻日を設けております。株式等の運用と異なり、引き出すタイミングで損益が発生することもなく、安心して払い戻しできます。

お金に余裕がある時に積立したい方には臨時積立がおすすめ

共済貯金にはお好きな時に任意の額を積み立てることができる**臨時積立**もございます。

臨時積立は定例積立・賞与積立と併用できることはもちろん、**臨時積立のみのご利用も可能です！**

新規加入までのお手続きの流れ

「貯金加入申込書」※
を記入



お勤め先の
共済事務担当課に提出



共済事務担当課が
共済組合へ提出

※お勤め先の共済事務担当課から、もしくは共済組合ホームページから入手することができます

共済貯金締切日および払戻日のお知らせ

	第1回		第2回		第3回	
	締切日	払戻日	締切日	払戻日	締切日	払戻日
令和7年4月	4/2(水)	4/10(木)	4/10(木)	4/18(金)	4/18(金)	4/30(水)
5月	5/1(木)	5/9(金)	5/9(金)	5/20(火)	5/20(火)	5/30(金)
6月	6/2(月)	6/10(火)	6/10(火)	6/20(金)	6/20(金)	6/30(月)

※所属所で別途締切日を設定している場合もありますのでご注意ください。

詳しくは貯金事業ホームページをご覧ください。

また、各種申込書の提出については、お勤め先の共済事務担当課をとおして提出してください。

貯金事業ホームページ： <https://www.kyosai-miyagi.or.jp/fukushi/chokin.html>

◎問い合わせ先 総務課経理係 TEL 022-263-6414

